

越境物に関する覚書

染谷羊子（以下「甲」という。）、一般財団法人日本鉄道福祉事業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地（以下「甲土地」という。）と乙の所有する土地（以下「乙土地」という。）との境界線付近に存する土留め、フェンス、植栽に関して、以下のとおり確認したので本覚書を締結する。

- 1、 甲と乙は、甲土地・乙土地の境界線付近に設置された甲所有の土留め、フェンス、植栽の一部が乙土地に越境していることを確認した。
- 2、 甲は、将来的に前条の対象物を設置し直す際は、自己の責任と費用負担において現状の越境状態を解消し、越境しないようにする。今後、新たに越境物が発見された場合も同様に扱うものとする。
- 3、 乙は前条記載の越境状態が解消する時点まで越境状態を承認するものとする。
- 4、 甲・乙は各々の所有権を将来第三者に譲渡する場合は、本覚書の事項を甲・乙各々の責任において承継させるものとする。
- 5、 本覚書に定めのない事項については、民法その他の法令の規定および取引慣行に従い、甲・乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

以上、合意の証として本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

土地所在地番

甲土地：大田区山王四丁目 1587 番 10

乙土地：大田区山王四丁目1581番7、1581番17、1587番1、1589番5、1589番6

令和 8年 4月 24日

甲 住所

東京都大田区山王4-21-2
染谷 羊子

氏名

~~染谷 雅之~~



乙 住所

〒141-0031 東京都品川区西五反田3丁目2番13号

一般財団法人日本鉄道福祉事業協会

代表理事 柳 明 則

氏名



越境物に関する覚書

山口万里子（以下「甲」という。）、一般財団法人日本鉄道福祉事業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地（以下「甲土地」という。）と乙の所有する土地（以下「乙土地」という。）との境界線付近に存する擁壁、植栽、フェンスに関して、以下のとおり確認したので本覚書を締結する。

- 1、 甲と乙は、甲土地・乙土地の境界線付近に設置された甲所有の擁壁、植栽の一部が乙土地に越境していることを確認した。
- 2、 甲と乙は、甲土地・乙土地の境界線付近に設置された乙所有のフェンスの一部が甲土地に越境していることを確認した。
- 3、 甲と乙は、将来的に前条の対象物を設置し直す際は、自己の責任と費用負担において現状の越境状態を解消し、越境しないようにする。今後、新たに越境物が発見された場合も同様に取り扱うものとする。
- 4、 甲と乙は前条記載の越境状態が解消する時点まで越境状態を承認するものとする。
- 5、 甲・乙は各々の所有権を将来第三者に譲渡する場合は、本覚書の事項を甲・乙各々の責任において承継させるものとする。
- 6、 本覚書に定めのない事項については、民法その他の法令の規定および取引慣行に従い、甲・乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

以上、合意の証として本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

土地所在地番

甲土地：大田区山王四丁目 1587 番 7

乙土地：大田区山王四丁目 1581 番 7、1581 番 17、1587 番 1、1589 番 5、1589 番 6

令和 8 年 4 月 19 日

甲 住所 東京都大田区中央4丁目20番1-702号DOM大森

氏名 山口万里子



乙 住所 〒141-0031 東京都品川区西五反田3丁目2番13号

一般財団法人日本鉄道福祉事業協会
代表理事 柳 明 則

氏名



越境物に関する覚書

株式会社シード（以下「甲」という。）、一般財団法人日本鉄道福祉事業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地（以下「甲土地」という。）と乙の所有する土地（以下「乙土地」という。）との境界線付近に存する階段に関して、以下のとおり確認したので本覚書を締結する。

- 1、 甲と乙は、甲土地・乙土地の境界線付近に設置された甲所有の階段の一部が乙土地に越境していることを確認した。
- 2、 甲は、将来的に前条の対象物を設置し直す際は、自己の責任と費用負担において現状の越境状態を解消し、越境しないようにする。今後、新たに越境物が発見された場合も同様に扱うものとする。
- 3、 乙は前条記載の越境状態が解消する時点まで越境状態を承認するものとする。
- 4、 甲・乙は各々の所有権を将来第三者に譲渡する場合は、本覚書の事項を甲・乙各々の責任において承継させるものとする。
- 5、 本覚書に定めのない事項については、民法その他の法令の規定および取引慣行に従い、甲・乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

以上、合意の証として本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

土地所在地番

甲土地：大田区山王四丁目 1581 番 8

乙土地：大田区山王四丁目1581番7、1581番17、1587番1、1589番5、1589番6

令和 8 年 4 月 16 日

甲 住 所

〒105-0011 東京都港区芝公園三丁目4番30号 32芝公園ビル

株式会社シード

代表取締役 宮澤直幸

氏 名



乙 住 所

〒141-0031 東京都品川区西五反田3丁目2番13号

一般財団法人日本鉄道福祉事業協会

代表理事 柳 明 則

氏 名



越境物に関する覚書

鵜澤慎一郎（以下「甲」という。）、一般財団法人日本鉄道福祉事業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所有する土地（以下「甲土地」という。）と乙の所有する土地（以下「乙土地」という。）との境界線付近に存する擁壁、ベランダ目隠し、土留めに関して、以下のとおり確認したので本覚書を締結する。

- 1、 甲と乙は、甲土地・乙土地の境界線付近に設置された甲所有の擁壁、ベランダ目隠し、土留めの一部が乙土地に越境していることを確認した。
- 2、 甲は、将来的に前条の対象物を設置し直す際、あるいは建物の建替えの際には、自己の責任と費用負担において現状の越境状態を解消し、越境しないようにする。今後、新たに越境物が発見された場合も同様に取り扱うものとする。
- 3、 乙は前条記載の越境状態が解消する時点まで越境状態を承認するものとする。
- 4、 甲・乙は各々の所有権を将来第三者に譲渡する場合は、本覚書の事項を甲・乙各々の責任において承継させるものとする。
- 5、 本覚書に定めのない事項については、民法その他の法令の規定および取引慣行に従い、甲・乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

以上、合意の証として本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

土地所在地番

甲土地：大田区山王四丁目 1579 番 10

乙土地：大田区山王四丁目 1581 番 7、1581 番 17、1587 番 1、1589 番 5、1589 番 6

令和 8 年 4 月 15 日

甲 住所 東京都大田区山王4-21-8

氏名 鵜澤 慎一郎



印

乙 住所

〒141-0031 東京都品川区西五反田3丁目2番13号

一般財団法人日本鉄道福祉事業協会

代表理事 柳 明 則

氏名

